第2章 障害のある人に対する 理解を深めるための基盤づくり

広報・啓発等の推進

障害者施策の円滑な推進を実効性あるものにしていくには、幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)及び「障害者基本計画」の掲げる共生社会の実現を目指すためには、行政、民間企業・団体、マスメディア等、多様な主体が連携して、幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進することが必要である。

2023年3月に閣議決定された「障害者基本計画(第5次)」では、「II 基本的な考え方」として「理解促進・広報啓発に係る取組等の推進」を掲げている。この中では、障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人一人の命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、国民の理解促進に努めることとし、また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めることとされている。

1. 障害者週間

「障害者基本法」第9条では、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と規定している。この「障害者週間」は、同法の基本原則である、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的として、我が国全体で実施するものである。

また、「障害者基本計画(第5次)」では、「障害者週間における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する」としており、障害者週間の実施に当たっては、国及び地方公共団体が民間団体等と連携して、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、毎年、全国各地で様々な障害者週間の趣旨にふさわしい障害者の自立及び社会参加等に関する多様な取組が行われている。

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.html】



障害者基本法(昭和45年法律第84号)(抄)

(障害者週間)

- 第9条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。
- 2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等 と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努め なければならない。

(1) 障害者週間における具体的な取組の推進

内閣府では、「障害者基本法」の基本理念である、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに 人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、同法に規定される「障害者週間」 の趣旨を踏まえ、障害及び障害のある人に対する理解促進のための各種広報啓発事業等を行っ ている。

2023年度においては、次の取組を実施した。

- ○「障害者週間」関係表彰の実施
- ○「障害者週間」作品展の開催
- ○「障害者週間」ワークショップの実施
- ○「障害者週間」オンラインセミナーの実施

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/r05shukan/jyokyo.html】



ア 「障害者週間」関係表彰の実施

本表彰は、内閣府と都道府県・指定都市の共催事業として、全国から障害のある人とない 人との心の触れ合い体験をつづった「作文」及び障害のある人に対する国民の理解の促進等 に資する「ポスター」を募集し、都道府県・指定都市からの内閣府への推薦作品の中から入 賞作品の決定及び「障害者週間」に合わせて入賞者に対する表彰を行うものである。

内閣府では、2023年12月6日に「障害者週間」関係表彰式を実施し、最優秀賞受賞者(作文:4名/ポスター:2名)に対して表彰を行った。



表彰式で挨拶をする加藤鮎子内閣府特命担当大臣 (写真:内閣府)



加藤鮎子内閣府特命担当大臣から表彰状の授与を受ける 「作文」(高校生区分) 最優秀賞受賞者の佐野夢果さん (写真:内閣府)



「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞受賞者と加藤鮎子内閣府特命担当大臣(写真中央) (写真:内閣府)

① 対象・表彰種別等

○「心の輪を広げる体験作文」表彰

▶対象(4区分):[小学生区分/中学生区分/高校生区分/一般区分]

▶表彰種別:最優秀賞(内閣総理大臣表彰)

各区分1名

優 秀 賞(内閣府特命担当大臣表彰) 各区分3名

佳 作

各区分5名

○「障害者週間のポスター」表彰

▶対象(2区分):[小学生区分/中学生区分]

▶表彰種別:最優秀賞(内閣総理大臣表彰) 各区分1名

優秀賞(内閣府特命担当大臣表彰) 各区分1名

佳 作 各区分5名

② 募集・応募等の状況

○募集期間

2023年7月3日(月)~9月下旬(※都道府県・指定都市が定める日)

○応募・推薦状況

	心の輪を広い	ずる体験作文	障害者週間のポスター		
区分	都道府県・指定都市 における応募総数	都道府県・指定都市 からの内閣府への推薦数	都道府県・指定都市 における応募総数	都道府県・指定都市 からの内閣府への推薦数	
小学生	172	32	574	38	
中学生	837	46	373	36	
高校生	512	28			
一般	115	26			
合計	1,636	132	947	74	

○受賞者/入賞作品

【心の輪を広げる体験作文】

	最優秀賞(内閣総理大臣表彰)					
区分	県・市	凡	名	学校名	学年	作品名
小学生	京都府	師橋	ひより	城陽市立今池小学校	5年	いっしょに遊ぼう。
中学生	熊本県	小田	莉子	氷川町及び八代市 中学校組合立氷川中学校	2年	全部理解して欲しいと思いません。 しかし、知って欲しいです。
高校生	静岡県	佐野	夢果	静岡県立掛川東高等学校	2年	気づきから生まれる 誰もが暮らしやすい社会
一般	富山県	牧田	恵実	_	_	闘い

	優秀賞(内閣府特命担当大臣表彰)					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名	
	岐阜県	西田 江里菜	美濃加茂市立古井小学校	6年	優しさに、ありがとう	
小学生	大阪市	冨士居 直都	大阪教育大学附属平野小学校	3年	全国ろうあ者大会にさんかして	
	静岡市	村松 亜美	静岡市立清水小学校	4年	大ちゃんの薬	
	埼玉県	小島 さら	坂戸市立若宮中学校	1年	優しさの連鎖	
中学生	香川県	坂本 篤宣	高松市立山田中学校	2年	僕の未来を変えていく	
	さいたま市	田中 ことみ	さいたま市立大宮東中学校	2年	僕のこれからの宣言書	
	さいたま市	青野 めぐみ	開智高等学校	3年	知ることから	
高校生	鳥取県	鯉口 悠生	鳥取県立鳥取聾学校 高等部	3年	未来を拓く	
	兵庫県	中田 彩姫	兵庫県立日高高等学校	3年	「すべての人」に安心と楽しみを	
	北海道	大代 祥也			自己発信 〜相互理解のために〜	
一般	岩手県	北條 乃愛	_		一粒の光	
	大阪府	吉冨 一博	_	_	人生の宝箱	

	佳作					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名	
	愛知県	市原 由莉乃	犬山市立犬山西小学校	1年	わたしとはるくんとたっくん	
	茨城県	鐘築 千花	茨城大学教育学部附属小学校	6年	カナダのバリアフリーを発見	
小学生	仙台市	中野 莉央	仙台市立北仙台小学校	3年	体けんして学んだ事	
	相模原市	萩生田 哲汰	相模原市立清新小学校	4年	ぼくの大切なお姉ちゃん	
	長崎県	林 真己	島原市立第一小学校	6年	僕たちはかわいそうじゃない	
	大阪府	生野 巧	大阪狭山市立狭山中学校	3年	ある日 突然	
	静岡県	太田結月	裾野市立富岡中学校	3年	「知らない」が生む壁	
中学生	鹿児島県	上垣 陽人	出水市立鶴荘学園	9年	「吃音と本当の自分」	
T+I	山口県	 川谷 麻絢	山口大学教育学部附属	3年	 障がいを持っていない私が思うこと	
			山口中学校			
	滋賀県	澤居空	近江兄弟社中学校	1年	しゅんちゃんはしゅんちゃん	
	埼玉県	石渡 那美	埼玉県立戸田翔陽高等学校	1年	会話をする	
	愛媛県	井上 聖陽	愛媛県立川之石高等学校	2年	誰もが偏見を持たない社会へ	
高校生	東京都	進藤 璃子	学習院女子高等科	1年	見えない障がいと向き合う	
	大阪府	田中 裕子	関西創価高等学校	1年	思いやりが社会を変える	
	山梨県	宮沢 柚妃	山梨英和高等学校	2年	優先席ってだれのもの?	
	和歌山県	島田 真紀子	_	_	わたしの宝物	
一般	沖縄県	新城 元美	_	_	人生の壁について	
	広島市	髙木 美卯	_	_	共生のためのほっこりする出来事	
	栃木県	森 義夫	_		「障害者スポーツに関わってから」	
	堺市	森下 慧大			僕の歩んできた道	

【障害者週間のポスター】

	最優秀賞(内閣総理大臣表彰)						
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名		
小学生	浜松市	釜堀 連	浜松市立北浜小学校	2年	いっしょにやってみたいな		
中学生	千葉市	山上 結希奈	千葉市立おゆみ野南中学校	2年	やさしい手		

	優秀賞(内閣府特命担当大臣表彰)					
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名	
小学生	熊本市	山田 姫音	熊本市立力合小学校	4年	私の大切なおともだち	
中学生	沖縄県	髙橋 柚菜	糸満市立高嶺中学校	3年	誰もが主役の明るい世界	

	佳作						
区分	県・市	氏名	学校名	学年	作品名		
	相模原市	秋山 蓮太郎	相模原市立富士見小学校	2年	心と力をあわせてはしるんだ		
	岩手県	佐々木 優妃	盛岡市立飯岡小学校	6年	共に生きる		
小学生	熊本県	田中 蒼真	八代市立千丁小学校	6年	手をとりあって共に歩こう		
	栃木県	田中 花実	小山市立大谷北小学校	4年	手話で咲かそう友情の花		
	富山県	米田 佳純	富山大学教育学部附属小学校	2年	みんなでいっしょにえがおのまち		
	さいたま市	岩﨑 汐良	さいたま市立大砂土中学校	2年	カッコイイあし		
	愛知県	近藤 杏柚	一宮市立木曽川中学校	3年	仲間		
中学生	埼玉県	早坂 明日花	草加市立新栄中学校	3年	いのちの輝き		
	山口県	半田 夏光	岩国市立岩国中学校	1年	もう私達、いつまでも友達だね。		
	広島市	松田 みなみ	広島市立福木中学校	3年	安心な生活がつづきますように…		

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/nyushou/r05nyushou.html】



○入賞作品の広報活用

内閣府では、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の入賞作品を、「障害者週間」等における全国的な広報に活用することとしており、障害及び障害のある人に対する国民への理解促進につなげている。

▶「作文」「ポスター」の全入賞作品は、「入賞作品集」として冊子に収め、全国に配布、 また、内閣府ホームページにも掲載

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/r05sakuhinshu/index.html】



▶「ポスター」最優秀賞受賞作品の中から1点を、「障害者週間」の広報用ポスターに採用し全国に配布するとともに、翌年度の「障害者白書」の表紙としても活用





令相5年版 体字者白書。

2023年度のポスター最優秀賞受賞作品(「小学生区分」釜堀連さん)を採用した広報用のポスター(左)と入賞作品集(右)

令和5年版「障害者白書」(2022年度 のポスター最優秀賞受賞作品を採用)

イ 「障害者週間」作品展の開催(都道府県・指定都市からの推薦作品の広報活用)

都道府県・指定都市から内閣府に推薦のあった「障害者週間のポスター」の入賞作品を含む全作品の原画及び「心の輪を広げる体験作文」の最優秀賞作品については、国民に対する障害及び障害のある人に対する理解促進の取組の一環として、「障害者週間」の期間中、「作品展」を開催して展示・公開している。

〈2023年度の実施状況〉

- 〇日時 2023年12月3日(日)~9日(土) 各日10:00~20:00
- ○場所 羽田空港第2ターミナル5階 マーケットプレイス フライトデッキトーキョー及び スカイデッキ通路 (東京都大田区)

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/r05shukan/main.html#posterl】







令和5年度「障害者週間」作品展(写真:内閣府)

ウ 「障害者週間」ワークショップの実施

内閣府では「障害者週間」の実施に合わせ、体験をテーマに、障害の特性を知っていただくための疑似体験、障害者スポーツや障害のある人のための器具やバリアフリーに配慮された製品の実演や使用体験などのワークショップを開催している。

〈2023年度の実施状況〉

- ○日時 2023年12月3日(日)及び9日(土)10:00~17:00
- ○場所 羽田空港第2ターミナル5階 マーケットプレイス フライトデッキトーキョー (東京都大田区)
- ○主催 内閣府(4ワークショップ開催)

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/r05shukan/main.html#workshop】





スポーツ車椅子体験



パラスポーツVR体験



eスポーツ体験



ボッチャ体験

令和5年度「障害者週間」ワークショップ(写真:内閣府)

エ 「障害者週間」オンラインセミナーの実施

内閣府では「障害者週間」の実施に合わせ、障害及び障害のある人に関する理解を促進するため、オンライン配信により、障害者週間の趣旨にふさわしいセミナーを各団体等と連携して開催している。

〈2023年度の実施状況〉

- ○配信期間 2023年12月3日(日)~28日(木)17:00
- ○配信場所 内閣府ホームページ
- ○主催 障害者関係団体等(6団体)

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/r05shukan/main.html#seminar】



	> ##= // FE	テーマ
	主催団体等	実施概要
	1 公益財団法人 共用品推進機構	一人でも多くの人が使いやすくなるように工夫された「共用品」のおはなし
1		私たちは、日々、たくさんのモノに囲まれて生活しています。そしてその中に、障害のある人たちや高齢の人たちなどにとって助かる工夫が施された「共用品(きょうようひん)」があります。その一部をご紹介します。
	公益財団法人 2 日本障害者リハビリ テーション協会	重度障害者が参加したデジタル図書(マルチメディアデイジー図書)製作のご紹介 一国連、持続可能な開発目標(SDGs)の「誰も取り残されない社会」の実現に向けて一
2		発達障害児者向けの小中学校の教科書、副読本等のデジタル図書(デイジー図書)を製作中です。全身性の障害により在宅療養を余儀なくされている方々のデイジー図書製作の参加も実現しました。誰も取り残さない(SDGs)への取り組みとして、製作体験談の報告及び有効な支援についての提言等も専門家から報告を頂きます。
	3 公益財団法人 日本盲導犬協会	視覚障害者の情報アクセシビリティと盲導犬
3		前半は、誰もが自分らしい選択と社会参加をするために、中途視覚障害者が情報を取得しやすい環境と配慮についてお知らせします。後半は、盲導犬に関する基本情報と身体障害者補助犬法の説明、盲導犬との生活を選択した視覚障害者の社会参加について、課題と対応例をご紹介します。
		家族支援、こども支援、教育と発達障害に関する研究活動の実際
4	公益社団法人 日本発達障害連盟	こどもの育ち、家族支援、インクルーシブについての発表、「障害基礎年金の勉強会」と「共生社会の実現に向けた理解啓発活動」についての発表、また、発達障害に関する研究大会や学術雑誌刊行、さらには研究成果の一般公開などの活動や、特別支援学校等におけるキャリア発達支援についてなどを構成4団体から発表します。
		知ってください!盲ろう者のこと
5	社会福祉法人全国盲ろう者協会	ヘレンケラーという方をご存じでしょうか?目と耳の両方に障害を併せ持つ、盲ろう者。日本に何名もいらっしゃいます。そんな方たちについて、少しでも知ってもらえたらうれしいです。
		幼少期から繋がる吃音支援
6	特定非営利活動法人全国言友会連絡協議会	吃音がメディアに取り上げられることも増え、その認知度は徐々に上がっています。 しかし幼少期から大人にかけて、吃音の症状や問題が複雑になっていくこと等、詳 細は十分に知られていません。吃音がありながらも自由に話していた子が、どのよ うに悩みを深めていくのか。どのような支援ができるのか解説いたします。

(2) 障害者週間における具体的な取組の推進(国(各省庁等)・都道府県・指定都市における取組)

内閣府では、「障害者週間」の全国的な展開を図るため、国(各省庁等)及び都道府県・指 定都市と連携・協力を図り、「障害者週間」の実施に合わせた取組を推進している。

全国で「障害者週間」に合わせて行われる行事や取組については、国民が多くの行事等に参加し、障害及び障害のある人に対する理解を深めることができるよう、内閣府のホームページで公開している。

- ○国主催行事:69件
- ○関係機関・団体主催行事:25件
- ○都道府県・指定都市主催行事:1,816件
- ※上記件数は、2023年12月時点で内閣府に登録のあったもの。

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.html#kanren】

2. 各種の広報・啓発活動



(1) 各種の週間・月間等の取組

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための広報・ 啓発活動が展開された。

9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害のある人の雇用の促進と 職業の安定を図ることを目的として、障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓 発用ポスターが作成され、全国に掲示されたほか、障害者雇用優良事業所等表彰及び優秀勤労 障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

2023年度は、10月23日から29日までの「第70回精神保健福祉普及運動」の期間において精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会を始めとする諸行事が実施された。

2023年度は、12月4日から10日までの1週間を「第75回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、障害のある人に対する偏見や差別を解消することを含め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員等により、全国各地で人権啓発活動を実施した。「第75回人権週間」においては、「『誰か』のこと じゃない。」をテーマに掲げて周知ポスターの配布やインターネット広告による広報活動を展開するとともに、障害のある人の人権問題を含め、様々な人権問題をテーマにした人権啓発動画の配信や講演会の開催等の各種広報・啓発活動を行った。

2007年12月、国連総会本会議において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が採択されたことを受け、厚生労働省では、毎年、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るため、世界自閉症啓発デー日本実行委員会の協力の下啓発活動に取り組んでいる。2023年は発達障害の啓発に関する動画コンテンツを作成し、世界自閉症啓発デー日本実行委員会のホームページで公開するとともに、東京タワーブルーライトアップ・啓発イベントを実施している。

【世界自閉症啓発デー日本実行委員会ホームページ: https://www.worldautismawarenessday.jp/】また、「世界自閉症啓発デー」を含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。



第75回人権週間ポスター

資料:法務省

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦やこども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。2023年度においては、6 団体を表彰した(図表 2-1)。

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/r05hyoushou/index.html】



バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式(2023年12月/写真:内閣府)

■ 図表2-1 令和5年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

○内閣総理大臣表彰

社会福祉法人 あさがお福祉会 Tsuda-Machi-Kitchen (徳島県徳島市) 【徳島県推薦】	2015年開設。ユニバーサルカフェ、高齢者デイサービス、放課後等デイサービス、児童発達支援、共同生活援助の5つの事業所で構成された施設を運営。年齢や障害の有無に関わらず、全ての人が日常的に共存する「ごちゃまぜ」空間の縮図となることを目指す。徳島市内において、医療、介護、障害者福祉、乳幼児関係事業を展開する「あさがおグループ」の事業拠点の一つ。
特定非営利活動法人 メディア・アクセス・ サポートセンター (東京都渋谷区) 【総務省推薦】	2009年設立。視聴覚に障害のある人にも映画を楽しんでもらえるよう、字幕メガネやスマートフォンの専用アプリで、セリフ、効果音、人物の動作、情景等の映画情報が提供される仕組みの普及に取り組み、映画業界におけるバリアフリーに尽力。映画フィルムのみならず、TV、インターネット、DVD・Blu-rayなど多様なメディアにおける字幕・音声ガイドの制作、制作物の監修など事業者の支援、字幕表示・音声ガイドアプリや字幕制作ソフトの開発、字幕・音声ガイド制作者の養成、全国の映画館に対する字幕メガネの無料貸与、映画館における運用マニュアルや障害者のための利用ガイドラインの作成に取り組んできた。

○内閣府特命担当大臣表彰 優良賞

株式会社Lean on Me	2014年設立。「障がい者にやさしい街づくり」を掲げ、障害のある方の生きづらさを解消するため、障害福祉に関わる事業者向けに、主に知的障害に関する e ラーニング「Special Learning」事業を展開。
(大阪府高槻市)	虐待の原因にもなりうる知識不足を解消し、障害のある方への理解を深めることで、共生社会の実現に向けた社会基盤の構築を目指す。
【経済産業省推薦】	全国 1 万人以上のユーザーが「Special Learning」を利用。
公益社団法人 鳥取県聴覚障害者協会 (鳥取県米子市) 【厚生労働省推薦】	1933年発足、2014年公益社団法人として設立。「いつでも、どこでも、だれでも、コミュニケーションがとれる社会の実現をめざして」を掲げ、手話通訳者・要約筆記者の派遣、就労継続支援、地域相談窓口の運営等の「支援事業」、手話通訳者の養成など「人材育成事業」、手話パフォーマンス甲子園等のイベント開催、出版物の刊行など「啓発普及事業」を実施。

○内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞

千葉県立東金特別支援 学校パラスポ推進隊 (千葉県東金市) 【千葉県推薦】	2018年発足。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として開始されたものであり、共生社会の実現に向け、校内・地域にパラスポーツの魅力を更に広めることを目的とした児童・生徒を主体とした活動を展開。同校は小学部から高等部まで約150名の生徒が在籍し、毎年、全校集会で隊員を募集、20名前後が応募・参加。
特定非営利活動法人 町田ハンディキャブ 友の会 (東京都町田市) 【東京都推薦】	1983年発足、2010年特定非営利活動法人として設立。「移動が困難な人たちが音楽会や買い物などに行く際の支援など、共に生き・共に楽しむこと」、「安心安全」を掲げて、長年にわたり市民の外出を支援。 発足当初、市が直営で通院・通所の輸送を行うなか、本団体はレクリエーション活動等の外出ニーズに対応することで役割を分担。2007年からは、市の補助事業となった福祉輸送サービスの運行も併せて本団体が担っている。

資料:内閣府

(3)世界メンタルヘルスデーイベントの開催

世界精神保健連盟(WFMH)が、1992年から、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めている。その後、世界保健機関(WHO)も協賛し、正式な国際デー(国際記念日)とされている。

厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけ として、2019年から世界メンタルヘルスデーに合わせて、精神障害のある人に対する理解を深 めるための普及啓発イベントなどを開催している。2023年は著名人を招き、主に「10代後半から20代前半」の方を対象としたトークイベントを世界メンタルヘルスデー当日に開催し、後日、厚生労働省の世界メンタルヘルスデー特設サイトにて当日の様子を配信した。

ほかにも、世界メンタルヘルスデー当日には、東京タワーを含め全国20か所の名所やモニュメントのライトアップイベントが開催された(主催:特定非営利活動法人シルバーリボンジャパン、ルンドベック・ジャパン株式会社 後援:厚生労働省)。年々世界メンタルヘルスデーへの協力等を通じ、普及啓発に取り組む自治体や企業等が増えている。







(10月10日トークイベントの様子)

世界メンタルヘルスデーJAPAN2023ポスター

資料:厚生労働省

【厚生労働省ホームページ:https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental health day/】

(4) 心のサポーターの養成

うつ病等の精神疾患やメンタルヘルスに対する正しい知識と理解を持ち、これらの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心に行う支援者を養成するために、厚生労働省は、2021年度からモデル事業として「心のサポーター養成事業」を開始し、2024年3月末現在の心のサポーター養成者数は7,280人となっている。

3年間のモデル事業期間を経て、2024年度から都道府県等が主体となって心のサポーターの養成を担い、全国でより多くの心のサポーターの養成が図られるよう、取組を進めることとしている。

心のサポーターが全国で養成されることで、地域におけるメンタルヘルスの知識の普及啓発 に寄与するとともに、家族や同僚等が抱えるうつ病等の精神疾患やメンタルヘルスの問題への 早期介入につながることが期待されている。

3. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(平成30年法律第100号)が2018年12月に成立し、同月から施行された。2023年9月には、同法に基づき、2022年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表した。

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-index.html】

4. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、施策を進める上で欠くことのできないものである。

2012年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、2023年度においても積極的な情報提供に配意した。

2023年度は、対面とオンラインのハイブリット会議による開催とし、その際には、会議の開始から終了までの全状況を会議の映像及び音声、手話通訳並びに要約筆記を合成した動画をリアルタイムで配信し、視聴できることとした。また、その動画を内閣府のホームページにおいて一定期間公開した。これに加え、会議資料を当日の会議開始と同時に内閣府のホームページに掲載するとともに、終了した会議については議事録を掲載している。

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html】

また、障害者政策委員会の運営に当たっては、障害のある委員の参画に資するため、視覚に障害のある人のための資料の点訳の提供、聴覚に障害のある人のための手話通訳者の配置、要約筆記の提供などの配慮を講じている。

5. 障害者白書のマルチメディアデイジー化

「障害者基本法」第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年、政府が国会に提出する年次報告書である「障害者白書」については、視覚障害のある人や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として用いられている情報システムである「マルチメディアデイジー(※)」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

【内閣府ホームページ:https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/index-w.html】



※:マルチメディアデイジー図書は、音声にテキスト及び画像をシンクロ(同期)させることができるため、使用者は音声を 聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見る等、一人一人のニーズに合った「読み」のスタイル を可能にするもの(デジタル録音図書)である。視覚障害のある人のほか、学習障害、知的障害、精神障害等のある人にとっ ても、有効なツールとなっていくものと考えられている。

【内閣府ホームページ掲載例】





6. 教育・福祉における取組

(1) 学校教育における取組-交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、 全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で意義があるだけでなく、障害のない幼児 児童生徒や地域の人々を含めた周囲の大人が障害のある子供や障害に対する正しい理解と認識を 深める上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、 交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校 において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けること により、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。文部科学省では、こうした取組が より一層進むよう、2019年3月には「交流及び共同学習ガイド」を改訂し、関係者にお示しする とともに、2020年11月には、「交流及び共同学習オンラインフォーラム」を開催し、地方公共団 体における実践事例の周知等を行い、教育委員会や学校等に対して積極的な取組を促している。 また、2021年6月には、就学先決定やその後の学校生活に当たっての留意事項等を示した「障害 のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて ~ | を改訂し、交流及び共同学習の重要性等について明記している。

第2章 6. 教育・福祉における取組

/ 文部科学省、厚生労働省

TOPICS(トピックス)(4)

発達障害のある人とその家族及び支援者に向けた教育・福祉連携による 情報提供の充実

国が提供する発達障害に特化したポータルサイト「発達障害ナビポータル」は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成28年法律第64号)(2016年8月施行)の基本理念と、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」(2018年3月)を受けて制作され、文部科学省と厚生労働省の協力の下、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(発達障害教育推進センター)と国立障害者リハビリテーションセンター(発達障害情報・支援センター)が2021年より共同運用している。発達障害のある人とその家族に向けた情報や、当事者の暮らしを支える教育、医療、保健、福祉、労働の各分野に携わる方々が互いの専門性を理解し、連携を強化するための情報も併せて掲載している。

2022年4月、発達障害ナビポータル内に、自治体や教育委員会、発達障害者支援センター等の支援機関等が作成した発達障害のある人への支援に有用な成果物や社会資源リスト等の情報を中心に、行政・支援者向け情報検索ツール「自治体取組情報検索」を開設した。続けて2023年4月に「発達障害のある人やその家族が、必要な情報を得て、適切な支援につながれる」というコンセプトの下、当事者・家族向け情報検索ツール「ココみて(KOKOMITE)」を開設した。開発に当たり発達障害のある人とその家族が必要とする情報について調査を行った上で、医療機関に関する情報や当事者会・親の会等の社会資源に関する情報等、利用者ニーズが高い情報を新たに収集し掲載した。

「自治体取組情報検索」には1,300件を超える情報を、「ココみて(KOKOMITE)」には1,800件を超える情報を掲載しており、内容、地域、ライフステージごとに情報を検索できる。





発達障害ナビポータル 当事者・家族向け情報検索ツール「ココみて(KOKOMITE)」の表示例

資料: 文部科学省、厚生労働省

(当事者・家族向け情報検索ツール「ココみて(KOKOMITE)」 https://hattatsu.go.jp/libraries2/) (行政・支援者向け情報検索ツール「自治体取組情報検索」 https://hattatsu.go.jp/libraries/)

(2) 地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童 生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを 重要な学習課題の一つと位置付け、青少年や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、地域住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

7. ボランティア活動の推進

(1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動等において、思いやり の心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

(2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、ボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施している。

8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事 者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、 有識者による講話等、障害のある人や障害特性への理解を深めるための研修を実施している。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国7か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて、様々な特性を有する者への適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

更生保護官署職員に対しては、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や 障害特性に対する理解を深めるための講義等を実施し、障害のある人に対する理解の促進とその徹底 を図っている。

法務省の人権擁護機関では、中央省庁等の職員を対象として、人権に関する国家公務員等の理解と認識を深めることを目的とした「人権に関する国家公務員等研修会」を実施しており、2023年度は障害のある人をテーマに取り上げた。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を実施しており、その中で、障害のある人をテーマとした人権問題も取り上げている。これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。このほか、検察職員、矯正施設職員、出入国在留管理庁職員及び裁判所職員に対する研修等に講師を派遣

し、法執行機関及び司法機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。

日本司法支援センター(法テラス)では、本部の担当職員が公益財団法人日本ケアフィット共育機構が認定するサービス介助士の資格を取得し、新規採用職員に対する研修を始めとする各種研修で、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応方法等の知識を伝達し、各地の取組につなげている。さらに、各地で取り組んだ障害のある人への合理的配慮等を行った事例を全国の職員間で共有することで、法テラス全体における職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。

9. 障害者統計の充実

障害者政策の観点からは、我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」により障害者統計の充実が求められているほか、統計整備の観点からも、国連統計委員会は障害に関するデータ収集及び手段の精査を要請しており、国内でも「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅲ期)(令和2年6月2日閣議決定)において施策上のニーズ等を踏まえた障害者統計の充実を図ることが盛り込まれた。こうした状況の下、障害のある人と障害のない人との比較を可能とする統計データを整備する観点から、我が国の統計調査に導入可能な障害のある人を捉える設問について検討することを目的として、2019年度に、国際的に用いられている設問セットの比較等を含めた評価分析を内容とする調査研究を行った。同調査研究では、障害のある人を捉える設問に関する調査と、国際的な動向の把握を実施した。この調査研究の報告書では、調査研究の結果を踏まえ、今後の障害者統計の在り方について、2022年度までの実施を目途に、例えば国民生活基礎調査や社会生活基本調査といった既存の基幹統計調査等について、障害のある人を捉える設問を導入すること及びその場合の具体的な設問の在り方を検討することが望まれるとした。

これを踏まえ、2020年度以降、関係省庁において具体的な検討を行った結果、総務省では、2021年に実施した社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握した。また、厚生労働省では、2022年に実施した国民生活基礎調査において、ワシントングループ(国連統計部シティ・グループの1つであり、各国の政府統計局や障害に関する国際組織の職員によって構成されている組織)の設問により日常生活における機能制限の程度に関する状況を把握した。